昭和32年８月12日第三種郵便物認可
毎月１回１日発行　平成23年９月１日 No. 720

労働基準情報

岩手

Sep
9
2011

『大地の恵み（雫石町）』　写真：眞舘弘治

見逃すな 心と体のSOS
みんなでつくる健康職場

〔目次〕

全国労働衛生週間 …… 2
着任のご挨拶 …… 3
東日本大震災被災者の皆様へ …… 4
働く人の心の健康　vol.5 …… 5
仕事と家庭の両立支援に関する助成金のご案内 …… 6
クウェスチョン、新規起業事業場就業環境整備事業 …… 7
岩手県社労士会「復興支援セミナー」開催 …… 8
インフォメーション、岩手産業保健推進センターのお知らせ …… 9
講習会のお知らせ …… 10・11

第三種郵便物承認平成23年９月１日発行労働基準情報岩手

今月は「全国労働衛生週間準備期間」です。心とからだの健康づくりに取組みましょう。

「見逃すな　心と体のSOS　みんなでつくる健康職場」

（平成23年度全国労働衛生週間スローガン）

全国労働衛生週間（毎年10月１日から７日まで）は、昭和25年に第１回が実施されて以来、本年で第62回を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保等に大きな役割を果たしてきました。

職場における労働者の健康の確保を図り推進するためには、職場のトップ、管理監督者、産業保健スタッフ、労働者が連携・協力して健康の維持・増進に取り組み、健康が確保された職場を実現していくことが重要です。

このような観点から、本年度は、

「見逃すな　心と体のＳＯＳ　みんなでつくる健康職場」

をスローガンとして展開されることになりました。

この全国労働衛生週間を契機として、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図りましょう！

準備期間中（９月１日から９月30日まで）の各職場で実施する事項は次のとおりです。

1　労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
2　過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
3　労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化
4　作業環境管理の推進
5　作業管理の推進
6　健康管理の推進
7　労働衛生教育の推進
8　職場における受動喫煙防止対策の推進
9　粉じん障害防止対策の徹底
10　職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
11　熱中症予防対策の徹底
12　電離放射線障害防止対策の徹底
13　騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
14　振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
15　ＶＤＴ作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるＶＤＴ作業における労働衛生管理対策の推進
16　化学物質の管理の推進
17　石綿障害予防対策の徹底
18　心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実
19　快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
20　職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組みの促進
21　職場におけるエイズ問題に関するガイドラインに基づくエイズ問題の自主的な取組み
22　東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進

本週間中（10月１日から７日まで）に各職場で実施する事項は次のとおりです。

1　事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
2　労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
3　労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
4　有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
5　労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

着任のご挨拶

岩手労働局
局長 小林　健（けん）

７月29日付けで岩手労働局長を拝命いたしました小林でございます。

岩手労働基準協会の会員の皆様方におかれましては、日頃から労働基準行政の推進に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

岩手県における勤務は初めてですが、赴任に当たり岩手県に勤務経験のある方から前評判を聞いておりましたが、県民の方々の暖かい人柄、豊かで雄大な自然に恵まれたところだということを、岩手の地を踏んでわずかですが実感しているところです。このような岩手県において、労働行政の一翼を担えることを非常に嬉しく思っております。

リーマンショック以降、厳しい経済現況です。また、最近の世界同時株安は今後の景気に不透明感を高くしており、そうであるが故により一層、労働行政の担うべき役割は大きくなってくるものだと思っております。

私としましては微力ながら、かかる役割を的確且つ迅速に果たすべく、努力を重ねていきたいと考えております。

さて、東日本大震災が発生して５カ月が経過しましたが、多くの被災された方々は仮設住宅等での生活を余儀なくされており、その御苦労、心身への負担等想像を超えるものと心痛む思いです。

そのような状況の中、被災地の労働者の方々が安心して働き、笑顔で生活できますよう、岩手労働局といたしましては、様々な労働施策を展開しております。

特に、大震災で被災し亡くなられた方のご遺族に対します労災の遺族補償給付、大震災で会社が倒産状態となり賃金が支払われていない方への未払賃金立替払の速やかな実施、復旧・復興作業での災害防止対策の的確な対応について重点的に実施してまいります。

このほか労働行政が果たさなければならない役割は多々ございますが、会員の皆様方のニーズに応じて的確に対処していくためには、皆様方の御理解と御協力を賜りながら、岩手労働局と岩手労働基準協会がこれまで以上に連携を図っていくことが必要であると考えております。

皆様方におかれましては、引き続きお力添えをよろしくお願い申し上げますとともに、会員の皆様方の益々の御発展を祈念申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。

産業安全運動100年記念

’11岩手県産業安全衛生大会

10月4日(火)13時30分

岩手教育会館大ホール

記念式典　事例発表

特別講演　谷川真理さん（マラソンランナー）

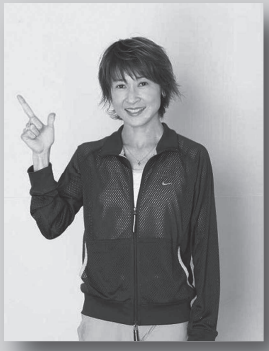

第三種郵便物承認平成23年９月１日発行労働基準情報岩手

労災保険制度に関する重要なお知らせ

東日本大震災による被災者の皆様へ

岩手労働局

■重要なお知らせです

ぜひ、ご家族やお知り合いの方へもお伝えください。

労働者（正社員のほかパートやアルバイトの方も含まれます。）の方が「仕事中」や「職場から避難するとき」または「通勤中」に地震や津波により負傷または死亡された場合にはご本人やご遺族の方は『労災保険』による給付（治療や投薬、遺族年金／一時金など）を受けることができます。

労災保険の「請求」について

◎「被災された労働者の方」や「ご遺族」の方が請求を行ってください。（同居している家族である必要はありません。）

◎今回の震災によるケガや死亡等に関する労災請求は、“全国のすべての労働基準監督署”で受け付けております。

◎医師や事業主の証明を受けられない場合でも請求書を受け付けます。

◎災害弔慰金を受給されている場合であっても、同時に労災保険給付を受給することができます。

行方不明の場合の特例の創設について

◎東日本大震災により３か月間生死がわからない場合、又は死亡が３か月以内に明らかとなっても、その死亡の時期がわからない場合は、平成23年３月11日にその方が死亡したものと推定し、労災請求が可能です。

制度の詳しい内容や手続きについて、まずは最寄りの労働基準監督署または、労働局にお問い合わせください。

〔お問い合わせ先〕

岩手労働局労災補償課	019-604-3009	盛岡労働基準監督署	019-621-5115
宮古労働基準監督署	0193-62-6455	釜石労働基準監督署	0193-23-0651
花巻労働基準監督署	0198-23-5231	一関労働基準監督署	0191-23-4125
二戸労働基準監督署	0195-23-4131	大船渡労働基準監督署	0192-26-5231

働く人の心の健康

Vol.5

今松メンタルヘルスケア事務所
今 松 明 子

【ストレスって？】

私たちは日々の生活を送る中で多くのストレスにさらされています。ストレスの原因となるストレッサーは、仕事だけでなく、家庭や地域等にも存在しています。そこで心の健康づくりは、自分自身がストレスに気づき、これに対処すること、つまり、セルフケアの必要性を認識することがとても重要です。

さて、目の前に膨らんだ風船があるとイメージしてください。それを人差し指で押すとどうなりますか。風船はつぶれ歪みますね。風船を私達の心身、人差し指が刺激：ストレッッサーとすると、つぶれ歪んだところがストレスということになります。つまり、ストレスとは私達の心身に負荷のかかった状態をいいます。

【ストレッサー】

実生活上での刺激は？　仕事上では長時間労働や不規則勤務、勤務拘束時間の長さ、交替制勤務・深夜勤務 、出張、昇格や昇進、裁量権の問題、そして作業環境　温度、音、臭い、時差等いろいろなものがあげられます。もちろん、職場における人間関係も同様です。仕事外でもストレッサーになりうるものは数えきれないほどあげられますが、例えば家族の関係、家庭の経済状態等もそうですし、個人特有のもの、たとえば睡眠のとり方、お酒、あるいは食習慣、基礎疾患、性格的や価値観、そしてストレスの捉え方なども同様です。また、天候、寒暖の変化、災害などもストレッサーになりますし、そこから生まれる生活の変化等もそうですね。

【ストレスはわるもの？】

私たちはストレスがかかると交感神経が優位になり、例えば人前で話す事に苦手意識を持っている人が、人前で発表をする時、心臓がドキドキしたり、手に汗をかいたり、声が震えたり、胃が痛くなったりするかもしれません。血圧もあがっているでしょう。こういうふうに心身の負担になったり、嫌な気分になるようなストレスをdistressと呼びます。過労や悪い人間関係、不安などもそうですね。でも、「頑張らなくちゃ！」というふうに自分を奮い立たせてくれたり、「自分なら必ずできる！」と勇気づけてくれたり、元気にしてくれたりする、そういう刺激もストレスです。こういうストレスをeustressと呼びます。つまり、ストレスはないことがいいことではなく、適度なストレスがあることで前向きに楽しく生きていけるとも言えるのです。

家でリラックスし、家族と談笑したり、ＴＶを見て楽しんだりしている休息時や睡眠時は副交感神経が優位になります。

私たちの身体にはストレスにさらされた場合に適応しようとする機能があり、ハンス・セリエ博士はストレッサーを受けてからの時間経過とストレス適応状態によって、①警告反応期、②抵抗期、③疲弊期の三期に分けて説明しています。

警告反応期はストレッサーがかかった時、ストレッサーに対する警報を発し、ストレスに耐えるために準備する緊急反応をする時期です。久しぶりに残業した日や翌日の朝、非常に疲れてしまったと感じた経験をしたことがあると思います。まさにこれです。でも、残業を毎日のようにしていると、当たり前のことになり慣れて疲れを感じなくなってきます。これが抵抗期です。つまり、持続的なストレス状態への適応反応として、ストレッサーと生体の自己防衛機制が一定のバランスをとり安定している時期といえるでしょう。ただ、深夜までに及ぶような残業時間が重なるとストレスに抵抗するためのエネルギーが消費し過ぎることになり、枯渇すると疲弊期に突入してしまいます。疲弊期はストレスに対して心身が対抗しきれず、徐々に抵抗力が衰えていきます。疲弊状態が長期にわたって継続していけばストレス関連疾患にもつながっていきます。ストレス関連疾患とはストレスが発病や病状の経過に関与することが大きいと考えられる疾患の総称です。

ストレッサーから受ける負荷を減らし、不安や緊張を和らげたりするために、うさばらしの飲酒、やけ酒、喫煙、過食行動等の対処行動をとることはよくあることですが、これらはストレスが病気のリスクを高めるもの一つにもなりえます。注意が必要ですね。

前号Ｂの答え：①、②、②

第三種郵便物承認平成23年９月１日発行労働基準情報岩手

仕事と家庭の両立支援に関する助成金のご案内

仕事と家庭の両立支援に関する助成金制度が再編され、平成23年９月から以下のとおりの企業等に対し助成金を支給します。

中小企業両立支援助成金

中小企業子育て支援助成金

平成18年４月１日以後、初めて育児休業取得者が出るなど一定の要件を満たした労働者数100人以下の中小企業に支給（平成23年９月30日までに育児休業が終了した労働者が対象）。

	支給額
１人目	70万円
２～５人目	50万円

代替要員確保コース※

育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた労働者数300人以下の企業に支給。

支給対象労働者１人当たり（最初の支給対象労働者が生じた日の翌日から５年間、１企業あたり１年度10人まで）	15万円

継続就業支援コース

平成23年10月１日以後に育児休業終了者が初めて出たなど一定の要件を満たした労働者数100人以下の中小企業に支給。

	支給額
１人目	40万円
２～５人目まで	15万円

休業中能力アップコース※

育児・介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、能力の開発・向上を図るため、在宅講習、職場環境適応講習、職場復帰直前講習、職場復帰直後講習の中から1つ以上の措置を実施した労働者数300人以下の企業・事業主団体に支給。

支給限度額（最初の支給対象労働者が生じた日の翌日から5年間、１企業あたり１年度20人まで）	21万円

両立支援助成金

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

労働者のための保育施設を事業所内等に設置、増築等を行う企業・事業主団体に費用の一部を助成。また保育遊具等購入費用の一部についても助成。

	助成率
設置費	大企業1/2、中小企業2/3
増築費	1/2
運営費	１～５年目：大企業１/2、中小企業2/3 ６～10年目：1/3
保育遊具等購入費	10万円を控除した額

子育て期短時間勤務支援助成金※

子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、利用者が初めて生じた企業に支給。

企業規模	１人目	２人目以降
100人以下	70万円	50万円
101～300人	50万円	40万円
301人以上	40万円	10万円

５年間１企業あたり延べ10人まで
（100人以下企業は５人まで）

※の助成金は平成23年８月31日まで(財)21世紀職業財団において申請受付・支給を行っておりましたが、９月１日より内容を一部変更し労働局雇用均等室に引き継がれるものです。

○詳しい内容や支給要件は**岩手労働局雇用均等室**までお問合せください。

電話：**019－604－3010**

クウェスチョン

期間契約雇用の雇止め

Q 当社には６か月の期間契約を８回更新している労働者がおりますが、厳しい経済情勢が原因で売り上げが大幅に減少したことにより、やむなく今回の契約期間の満了をもって契約を終了したいと考えています。何か問題があるでしょうか。

A 一般的に契約期間の満了をもって契約の終了（雇止め）するもので、何等問題のないように見えますが、裁判例を見ますと、更新手続が形式的で、使用者側の継続雇用を期待させる言動があった場合等、解雇に関する法理の類推等により判断して、雇止めを認めなかったケースも少なくありません。

雇止めの可否については、(1) 業務の客観的内容（業務の恒常性・臨時性、正社員との同一性の有無等）(2) 契約上の地位の性格（正社員との労働条件の同一性の有無等）(3) 当事者の主観的態様（継続雇用を期待させる使用者側の言動の有無等）(4) 更新の手続・実態（反復更新の有無・回数、勤続年数等）(5) 他の労働者の更新状況（同様の地位の労働者の雇止めの有無等）等が判断要素とされているようです。

そのために留意事項としては、①契約の締結に際し、その更新の有無を明示し、しない場合の判断基準を明示する②厳格な更新手続をとる③正社員との区別された職務の内容、人材活用の仕組みを適切に運用する④継続雇用を期待させる言動を控える⑤指導を適切に行い記録する⑥１年を超える継続勤務している場合等（３回以上更新を含む）には期間満了の30日以上前の予告を行うなどがトラブル防止のためには必要になると思われ、労基法上や民事上の合理性、信義則等に基づいて慎重な検討を要します。

なお、有期雇用期間中の労働者の解雇については労働契約法において「止むを得ない事由」がなければ解雇できないとされており、より限定的に解釈されております。詳しくは岩手労働局の各総合労働相談コーナーにお尋ね下さい。

岩手労働局総務部企画室（TEL：019－604－3002）
<厚生労働省：「有期労働契約の締結・更新・雇止め基準」>
HP http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoukeiyaku01/dl/14.pdf

新規起業事業場就業環境整備事業では、皆さんの起業等を支援します（無料です）。

■この事業は、次のような事業主の皆さんを対象とするものです。

- 会社を興してから
- 異なる業種へ進出するなどしてから
- 分社してから
- 労働者を初めて雇い入れてから

} 概ね５年以内の事業主

◆「個別に訪問」して支援

労働時間制度や安全衛生管理などに詳しい専門家（指導員）が貴社を訪問し、業態等に相応しい就業環境を整えるために必要な情報を提供するとともに、次のようなご相談にも応じ、具体的な対応策も助言します。

①変形労働時間制度・裁量労働制の導入の可否、②労働時間の適正把握・管理、③休日・休暇の設定、年次有給休暇の付与、④安全衛生管理体制の整備、⑤資格の必要な業務の確認と資格取得、⑥機械・設備の安全性の確保や届出、⑦労働保険（労災・雇用）の加入手続き、⑧就業規則の作成届出、⑨労働条件の明示　など

この事業のご利用を希望される場合は下記にご連絡下さい。
全基連岩手県支部（岩手労働基準協会）　TEL 019－681－9911

就業環境整備指導員（社会保険労務士）がお伺いする日程を調整させていただきます。

第三種郵便物承認平成23年９月１日発行労働基準情報岩手

岩手県社労士会「復興支援セミナー」開催

テーマ

逆境が切り拓く、変革へのアイディア

無印良品 松井会長、驚異のV字回復と成長の秘訣を語る

参加無料

講師 **松井 忠三**
［株式会社 良品計画　代表取締役会長］

対象者 事業主団体・事業主・人事担当者等

平成23年	13:30～15:00	平成23年	13:30～15:00
9/26（月）	住田町 農林会館 岩手県住田町世田米字川向96-5	9/27（火）	北上市 さくらホール 岩手県北上市さくら通り二丁目1-1

セミナー終了後、労働問題・年金等の個別相談を承ります。 15:00～16:00

岩手県社労士会セミナー 参加申込書

平成　　年　　月　　日

岩手県社会保険労務士会 行
FAX 019(651)7841
E-mail iwatesr@ictnet.ne.jp

社労士会「復興支援セミナー」 逆境が切り拓く、変革へのアイディア

希望会場（どちらかを○で囲んでください）	住田町・農林会館【9月26日(月)】	北上市・さくらホール【9月27日(火)】	事業主団体名 事業所名	
住所	〒　－		電話番号	（　　）　－
参加者名				

※お申込はFAXまたはEメールにてお願いいたします。Eメールでお申込の際は、上記項目について全て記載のうえお送りくださいますようお願いいたします。
※参加申込書の個人情報は、本企画等の目的以外には使用いたしません。

主催 お問合せ **岩手県社会保険労務士会**
URL http://www.iwate-sr.jp/
盛岡市山王町1-1
TEL.019-651-2373　FAX.019-651-7841

後援 岩手県・岩手労働局・岩手県経営者協会
大船渡商工会議所・陸前高田商工会・住田町商工会・北上商工会議所

インフォメーション

新会員事業所のお知らせ

７月に加入された事業所をご紹介いたします

支部名	事　業　所　名	所在地
盛　岡	岩手罐詰㈱渋民工場	盛岡市
宮　古	中嶋製作所	宮古市
花　巻	㈱ハローワーク	奥州市

支部名	事　業　所　名	所在地
一　関	菅野建設	一関市
一　関	辻本工業	一関市

●リスクアセスメント実務研修のご案内

当協会では中災防の主催する研修に協力し、10月27日㈭に開催いたします。

本年度の開催では、従業員が300人未満の労災保険適用事業場について、受講料の割引制度が適用されます。ぜひこの機会に受講されますようご案内いたします。

詳細につきましては、本号添付の開催案内をご覧ください。

●第１種衛生管理者試験準備講習会のご案内

上記出張特別試験が12月11日、岩手大学で行われます。この免許試験の準備講習会を下記により開催いたします。

10月13・14日、20・21日の４日間

会場；当協会研修センター

詳細につきましては、本号11頁又はHPをご覧ください。

～岩手産業保健推進センターのお知らせ～

岩手産業保健推進センターの研修会（９月）のご案内。

お申込み・お問合せは、岩手産業保健推進センター（電話 019-621-5366　FAX 019-621-5367）またはホームページ（http://www.sanpo03.jp/）のメールフォームから。

開催日時	開催場所	研修テーマ等
９月１日(木) 13:30～15:30	アイーナ８階 811研修室	メンタルヘルス対策シリーズ３（前期）**職場復帰対策支援** ・職場復帰支援対策の手引き解説 ・リワークセンターの職場復帰支援
９月３日(土) 14:00～17:00	盛岡市近郊の工場	産業医研修（実地研修）※認定産業医の単位取得 **職場巡視とリスクアセスメント**
９月７日(水) 14:30～15:30	ベリーノホテル一関	全国労働衛生週間準備説明会　　衛生管理者等研修会 **メンタルヘルス不調者の早期発見と対応、企業が取り組むべきこと** (※(公財)岩手労働基準協会一関支部と共催。申込みは労働基準協会一関支部に)
９月13日(火) 15:30～16:30	岩手労働基準協会 研修センター	労働衛生担当者研修会　　衛生管理者等研修会 **職場におけるメンタルヘルス対策** (※(公財)岩手労働基準協会盛岡支部と共催。申込みは労働基準協会盛岡支部に)
９月14日(水) 13:50～15:20	北上さくらホール	衛生管理者・安全衛生推進者等合同研修会　　衛生管理者等研修会 **メンタルヘルス対策～労務管理上の注意点、社員教育の進め方** (※(公財)岩手労働基準協会花巻支部と共催。申込みは労働基準協会花巻支部に)
９月15日(木) 13:30～16:30	北上市 技術交流センター	全国労働衛生週間準備講習会　　衛生管理者等研修会 **メンタルヘルス対策　　自殺予防に係る労務管理上の注意点** (※北上工業クラブと共催。申し込みは産業保健推進センターに)
９月21日(水) 15:30～16:00	二戸市 シビックセンター	いわて県北地域労働衛生研修会　　衛生管理者等研修会 **労働衛生に係るリスクアセスメント** (※（公財）岩手労働基準協会二戸支部と共催、申込みは労働基準協会二戸支部に)

第三種郵便物承認平成23年９月１日発行労働基準情報岩手

講習会のおしらせ

23年11月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技能講習等	有機溶剤作業主任者技能講習	9/28(水)～29(木)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,450	1,680
		11/29(火)～30(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部		
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	11/10(木)～11(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,450	1,680
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	9/14(水)～16(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部	15,225 (一部免除者) 13,125	2,310
		9/14(水)～15(木)・20(火)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部		
		11/14(月)～16(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部		
		11/14(月)～15(火)・17(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部		
	玉掛け技能講習	9/5(月)～7(水)	花巻市交流会館他	30	花巻支部	21,000 (一部免除者) 18,900	1,600
		9/5(月)～6(火)・8(木)	花巻市交流会館他	30	花巻支部		
		9/13(火)～15(木)	基準協会宮古支部他	20	宮古支部		
		10/3(月)～5(水)	花巻市交流会館他	30	花巻支部		
		10/3(月)～4(火)・6(木)	花巻市交流会館他	30	花巻支部		
		11/7(月)～9(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		11/7(月)～8(火)・10(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		11/8(火)～10(木)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		11/8(火)～9(水)・11(金)	釜石職業訓練協会他	10	釜石支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	9/22(木)～25(日)	アイ・ドーム他	40	一関支部	28,350	1,575
		9/26(月)～29(木)	花巻市交流会館他	40	花巻支部		
		10/11(火)～14(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		10/11(火)・17(月)～19(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		10/11(火)～14(金)	基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		10/17(月)～20(木)	花巻市交流会館他	40	花巻支部		
		10/18(火)～21(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		11/7(月)～10(木)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部		
	小型移動式クレーン運転技能講習	9/5(月)～7(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	27,300 (一部免除者) 25,200	1,500
		9/5(月)～6(火)・8(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		10/5(水)～7(金)	久慈市文化会館他	30	二戸支部		
		10/11(火)～13(木)	花巻市交流会館他	30	花巻支部		
	ガス溶接技能講習	10/14(金)～15(土)	花巻市技術振興会館他	60	花巻支部	9,450	840
		10/25(火)～26(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		11/2(水)～3(木)	一関職業訓練協会	60	一関支部		
	安全衛生推進者養成講習	11/1(火)～2(水)	基準協会宮古支部	40	宮古支部	8,400	1,260

区分	講　習　名	実　施　日	場　所	定　員	申　込　先	受　講　料	テキスト代
特別教育講習	アーク溶接特別教育	9/9(金)～10(土)	北上製紙(株)	40	一関支部	8,400 9,450	1,050
		9/26(月)～27(火)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
		11/1(火)～2(水)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
		11/11(金)～12(土)	花巻市技術振興会館他	60	花巻支部		
	クレーン運転業務特別教育	9/22(木)～23(金)	花巻高等職業訓練校他	60	花巻支部	8,400 9,450	1,500
		10/7(金)～8(土)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		11/15(火)～16(水)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		11/15(火)・17(木)	釜石職業訓練協会他	10	釜石支部		
	小型車両系建設機械運転業務特別教育	9/21(水)～9/22(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	12,900 13,950	1,600
		10/21(金)～22(土)	花巻市交流会館他	20	花巻支部		
	研削といしの取替え等の業務特別教育	9/8(木)	基準協会宮古支部	40	宮古支部	5,250 6,300	1,050
		10/29(土)	北上製紙(株)	40	一関支部		
		11/8(火)	ポリテクセンター岩手	40	花巻支部		
	石綿使用建築物等解体の業務特別教育	10/6(木)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	4,200 5,250	800
	低圧電気取扱業務特別教育	11/22(火)	アイ・ドーム	30	一関支部	6,300 7,350	630
その他	職長教育	10/18(火)～19(水)	アイ・ドーム	40	一関支部	11,550 12,600	840
		11/16(水)～17(木)	基準協会宮古支部	40	宮古支部		
	職長・安全衛生責任者教育	11/21(月)～22(火)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,550 12,600	1,470
	衛生担当者研修会	9/13(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	盛岡支部	1,000 1,500	
	安全管理者選任時研修	9/8(木)～9(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本　部	12,600 14,700	1,260
	第１種衛生管理者試験準備講習	10/13(木)～14(金)及び 10/20(木)～21(金) の４日間	岩手労働基準協会研修センター	100	本　部	12,600 14,700	6,300

■ 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段＝会員以外です。
■ 受講料・テキスト代は消費税込みです。　■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
■ 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本　部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-24-9511	0198-23-6303	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
大船渡支部			ofunato@iwateroukikyo.com

釜石支部・大船渡支部仮事務所　〒026-0041　釜石市上中島町3-2-12　新日鉄健康センター2F

第三種郵便物承認平成23年９月１日発行労働基準情報岩手

クイズでゲット

10月１日から７日まで、全国労働衛生週間が全国の各事業場で展開されますが、本年は第何回目でしょうか。

① 第60回目

② 第62回目

③ 第66回目

ヒント　本誌２ページに関連記事

- ●応募方法　①自宅住所・氏名　②クイズの答え　③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はｅメールでお寄せ下さい。
- ●締め切り　平成23年９月26日（月）消印有効
- ●宛先　〒020－0852　盛岡市飯岡新田１地割36－12
  （公財）岩手労働基準協会　クイズ係宛て
  FAX 019－681－1018
  ｅメール　honbu@iwateroukikyo.com
- ●賞品及び発表　応募者の中から抽選で５名様に図書カード（500円券）をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。
- ●８月号の正解　②

監修：中災防、マンガ：ミヤチ　ヒデタカ

川柳コーナー

川柳原生林社　編集長　中 島 久 光

修飾語一つにもある副作用

体の状態を良くするために薬を飲みますが、その薬がときには副作用を引き起こします。良かれと思って言った言葉も思わぬ副作用にもたらす事があります。ご注意を！

（川柳原生林６月号〈杜若〉田中士郎作品より）

編集後記

10月１日から全国労働衛生週間が展開される。平成22年度の定期健康診断の県内の有所見者は56.7％と、全国的も高い地域になっている。特に血中脂質・肝機能・血圧等の生活習慣病に関る項目の有所見率が高くなっているようだ。一方、精神障害等にかかる労災支給件数は全国で308件と過去最高になっている。

心身両面の健康を保つことの重要性についての従業員への周知や健康管理が各企業においてこれまで以上に取り組まれることが望まれる。また、従業員の心身の変化を早期に「気づく」ことが重要であることを労働衛生週間のスローガンも言っている。

「見逃すな　心と体のＳＯＳ」

（ＹＮ）

岩手の死亡災害（７月末）

製造業	1	(3)
鉱業	0	(0)
建設業	5	(1)
運輸業	1	(1)
林業	1	(3)
商業	1	(1)
その他	0	(3)
累計	9	(12)

（　）内は前年同期

（注）震災に伴うものは含んでいません。

発行　平成23年９月１日
定価　１部　100円
（会員事業所の購読料は年会費に含む）

発行所　公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市飯岡新田１地割36－12
〒020－0852／☎019－681－9911／FAX019－681－1018
編集・発行人　中村靖夫